⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ　http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式とする。

⑿　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たす３者又は２者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）鉄道建設本部関東甲信工事局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成27・28年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構鉄道建設本部関東甲信工事局管内（信越）土木」又は「当機構鉄道建設本部関東甲信工事局管内（中部）土木」（以下「土木」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構鉄道建設本部関東甲信工事局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当機構鉄道建設本部東京支社、長野工事事務所が実施した「平成27・28年度工事競争参加資格確認審査申請の定期受付」において、「当機構鉄道建設本部東京支社管内（信越）土木」、「当機構鉄道建設本部長野工事事務所管内（信越）土木」の認定を受けている者又は当機構鉄道建設本部大阪支社が実施した「平成27・28年度工事競争参加資格確認審査申請の定期受付」において、「当機構鉄道建設本部大阪支社管内（中部）土木」の認定を受けている者は、土木の競争参加資格の認定を受けているとみなす。この資格認定に係る取り扱いについては、当機構ホームページの「調査情報／競争参加資格／平成27年４月１日付け組織改正に伴う競争参加資格及び入札公告等の取扱いについて（お知らせ）」を参照すること。

⑶　共同企業体の組み合わせ等は、次のとおりとする。

構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。その他の構成員は、客観点数が1,200点以上の者とする。

⑷　共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　３者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した次の①の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。

その他の構成員は、平成13年度以降に元請として完工した次の②の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有すること。

①　ＮＡＴＭによる内空断面50㎡以上、延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事

②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる 目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

イ　２者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した上記アの①の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。

その他の構成員は、平成13年度以降に元請として完工した上記アの②の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有すること。

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑸　当機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、土木における平成26年度及び平成27年度の当機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

㈠　１級建設機械施工技士の資格を有する者

㈡　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

㈢　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は㈠若しくは㈡に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ　共同企業体の構成員は以下の経験を有する技術者を配置すること。

㈠　３者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。